

内部監査の制度化

その先に見えるもの

一般社団法人 実践コーポレートガバナンス研究会
理事 大谷 剛 CIA, CFE, CISA

2019年9月6日

コーポレートガバナンス・コード（改訂案）に対するパブリック・コメント（1）

一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会、2018年4月27日付、東京証券取引所 上場部に提出

内部監査の制度化（1）

- 第3のディフェンスラインである内部監査の強化は、不祥事に対する有力な打ち手の一つとして認識されるも扱いは任意監査であり、監査役等監査や外部会計監査に比べてその位置づけが制度的に十分に担保されていない。
- しかし近年増加傾向にある監査等委員会設置会社では内部統制システムに依拠する監査を前提に、当該委員会が自身の監査資源として内部監査部門へ指揮命令を行い、事実上組織監査として当該機能を制度監査に組み込んでいる。この運用は指名委員会等設置会社でも同様である。
- 一方上場会社の約8割が選択する監査役会設置会社では、監査役会は経営者の職務執行の監査の一環として経営者の内部統制の整備・運用を監査する立場にあり、監査役会が内部監査部門を指揮命令することに抵抗が生ずる。
- 結果、監査役会と内部監査部門の連携は情報共有レベルに留まり、監査役等監査の品質において他の二者と比べて異質となるリスクが生ずる。
- ここでガバナンス3類型間の監査役等監査の品質の等価性を担保し、かつ内部監査に制度的位置づけを付与すべく以下の改訂を提言する。

コーポレートガバナンス・コード（改訂案）に対するパブリック・コメント（2）

一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会、2018年4月27日付、東京証券取引所 上場部 に提出

内部監査の制度化（2）

<改訂補充原則 4-13③案>

- 上場会社において、監査委員会、監査等委員会及び監査役会は内部監査部門に対して、監査機能上の指揮命令権を確保すべきである。
- 上場会社は、第3のディフェンスラインとして内部監査部門を明示し、また統治機関において監督・監査責任を担う監査委員会、監査等委員会及び監査役会は内部監査に関する監査機能上の重要事項の意思決定に責任を持ち、その監査活動に対して適切に指揮命令を行うべきである。
- ここで内部監査に関する監査機能上の重要事項とは、内部監査部門長の任免、内部監査規程の承認、内部監査計画の承認等を指す。

ガバナンス上の位置づけを明確に

■ 取締役会の承認

- 社長との合意後、取締役会で「2系統の報告経路」の確立を正式に決議すること。

■ 内部監査基本規程の改訂

- がバナンス機能の一角を担っていること、内部監査機能上の重要事項について監査役会等からの指揮をうけること。
- 基本規程は毎年見直し、改定は監査役会等の承認後、取締役会で決議すること。

■ 監査役会等規程の改訂

- 監査役会等の基本的役割である「経営（者）への監視・監督機能」と、内部監査部門への監査機能上の指揮につき明記すること。

その先に見えるもの

■ ガバナンス機関における監査機能の高度化

- 制度的担保を背景に三様監査パートナーリングにおける監査役等のリーダーシップ発揮
- 独立性、専門性および監査工数を確保し高い監査品質を維持
- ERM高度化への貢献
- グローバル・グループ・ガバナンスの有効性確保
 - ▶ 多様化への対応（リスク↑、監査難易度↑）：
 - 全ステークホルダー（ガバナンス機関の構成員、経営陣、従業員、顧客、株主、規制当局等）
 - ロケーション
 - 戦略、戦術、オペレーション
- 経営の質を示すKPIとしての監査所見を提供し「指名」「報酬」機能に貢献